

西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

— 観智院本にない漢字注記について — (三)

小林 恭治

本稿は「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏—観智院本にない漢字注記について—(二)」(『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第7号 平成14年4月)、及び、「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏—観智院本にない漢字注記について—(一)」(『鶴見大学紀要』第40号 第一部国語・国文学編 平成15年3月刊行予定)の続編である。

資料34

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
天 ヒシヒーラル 一平賀アチカ ヒラカ	天 ヒツヒキヲル	天 他前又ヒツヒキラ ル 禾去	天 他前又ヒツヒキラ
上17ウ	40ウ	42ウ	仏上75

42、「禾去」(42ウ)

資料33

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
亘 サカヒ 々 亘	亘 サカヒ 今 亘	亘 人サカヒ 今 亘 巨良	亘 サカヒ 今 亘
上17オ	40ウ	42ウ	仏上74

41、「巨良人」(42ウ)

資料33の西念寺本の標出漢字「亘」の「巨良人」が、観智院本には見えない。これは高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないことから、西念寺本の増補と考えられる。

また、「巨良人」の「人」は反切を表す略号「又」の誤りと思われることから、「巨良人」は本来、「巨良又」とあって、標出漢字「亘」の漢字音を示す反切注記であったものと思われる。

資料34の西念寺本の標出漢字「天」の「禾去」が、観智院本に見えない。これは高山寺本には見えないものの、鎮国守国神社本には、「禾去」の記述がある。高山寺本に記述がないことが問題になるが、「禾去」が西念寺本の独創でないことは明らかであるし、観智院本との系統の近しさから考えて、これは観智院本の脱漏としてよいと思われる(32)。

43、「カク早又」(44オ)

資料35

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
上18ウ	41ウ	44オ	仏上77

資料35の西念寺本の標出漢字「亶亶」の末尾の注記「カク早又」が、観智院本に見えない。これは高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないことから、西念寺本の増補と考えられる。

「カク早又」は、一見、カタカナ注記「カク」と、漢字注記「早又」の二つであるかのように思われるが、「カク」は標出漢字「亶亶」の訓を示すカタカナ注記としてはそぐわず、一方の「早又」も、このままでは意義不明である。

そこでまず、「早又」について考えてみると、その「又」が反切注記を示す「反」の略号のように思われるのに、「早」一字しか記載がない。標出漢字「亶亶」の漢字音としては、「セン」「ゼン」「タン」「テン」が考えられる。「早又」が、やはり反切注記であるならば、「早」は、その字音からして、韻母を表す二文字目と思われるから、声母を表す一文字目の漢字が欠けていることになる。すると、「早又」の直前に記されているカタカナに見える「カ

ク」は、本来、反切注記の声母を表す一文字の漢字を誤認したものではないかと思われ、「早」の字音からすれば、「亶亶」の漢字音の一つである「タン」の音を示そうとしたものと思われるから、「カク」というカタカナの字体から類推して、声母を表す漢字は「多」ではなかったかと推測される。ゆえに、「カク早又」は反切注記を誤写したもので、西念寺本において増補がなされた当初の記載は「多早又」であったのではないかと考える。

44、「上蒸」(45才)

資料36

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
承 伏、宰、	承 佐、宰、	承 上蒸 <small>シヨク</small> 佐 宰、	承 佐、宰、
上18ウ	43才	45才	仏上77

資料36の西念寺本の標出漢字「承」の類音注記「上蒸」が、観智院本に見えない。これは高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないことから、西念寺本の増補と考えられる。

高山寺本では、意義注記「佐、」「宰、」が標出漢字「承」の左下に記されて右下を空欄にしている。西念寺本の「上蒸」は、このような右下の空欄が存した段階に増補がなされたために、標出漢字「承」の右下に第一注記として位置することができたものと思われる。

45、「上萬」 / 46、「ナチ」 / 47、「又」（44ウ）

資料37

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
万 姓 又上墨一俣人 ちロツ アトク、ヒ	万 アオクヒ又音墨 俣人姓又音丁	万 上萬ナチとロ、アタヒ又又上 墨一俣人姓 禾ア	万 ヨロツアマタヒ又上墨一俣 人姓 禾アム
上18ウ	43オ	44ウ	仏上78

資料37の西念寺本の標出漢字「万」の類音注記「上萬」「ナチ」「又」が、観智院本に見えない。「上萬」「ナチ」は、いずれも高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないことから、西念寺本の増補と考えられる。

西念寺本の第二注記「ナチ」は、その字形からはカタカナ注記のように見え、「ナテ」、もしくは「丁チ」「丁テ」と記しているように見えないこともないが、いずれにしても、標出漢字「万」のカタカナ注記としては意味不明である。そこで、この「ナチ」もしくは「ナテ」「丁チ」「丁テ」はカタカナ注記ではなく、それらによく似た字体の漢字注記を誤写したものではないかと思われる。そして、西念寺本の記載どおりの「ナチ」に最も類似する字体の漢字を類推してみると、「万」に対する意義注記として、「十千」という漢字二字の熟語が考えられる。そして、「万」に対して「十千」と注釈する例は、『大廣益會玉篇』に「十千也」⁽³³⁾、『校正宋本廣韻』に「十千」⁽³⁴⁾と見られることから、一見カタカナ注記に見える「ナチ」は、本来、「十千」と記載されていた漢字注記であろうことは、

ほぼ間違いないものと思われる。

次に、「又」についてであるが、西念寺本の「又又上墨」は観智院本では「又上墨」とあり、「又」が一つであるのは高山寺本・鎮国守国神社本でも同様である。西念寺本の「又又」は一見、単なる重複による衍字かとも思われるのであるが、高山寺本の最後の注記である「又音アム」は西念寺本で「禾アム」とあり、「又」の記載がなく、観智院本・鎮国守国神社本でも同様に記載がない。

そこで、西念寺本の「又又上墨」の「又」が二つというのは、西念寺本の「禾アム」が、かつては高山寺本の「又音アム」のように「又」字を冠して、「又禾アム」とあり、その「又」字が、何らかの理由で「又上墨」の前に移動してしまったのではないかと考える。

資料37の西念寺本の記載状況を見直すと、一見、末尾に記されているかのように見える「禾マン」は、上の「俟人姓」⁽³⁵⁾の真下には書かれておらず、「俟人姓」とは不自然な間隔をとっており、更に、ちょうど右行に記載されている「又又上」に寄り添うように記されて、「禾マン」と「又又上(墨)」を接近させて記しておきたいという意志が存するように見える。高山寺本では「又音墨」と「又音アム」が隣り合うように記されている。

そこで、西念寺本の「又又上墨」の二つの「又」は、単なる重複ではなく、かつて、西念寺本の「禾マン」が、高山寺本の「又音アム」のように「又」を冠していた際に、いずれも漢字音の注記であるところから記載位置が接近させられ、その後、「禾マン」の方に冠されていた「又」字が「又上墨」の方へ誤って混入してしまったものではないかと思われる。

さて、ここでの問題は高山寺本の「又音アム」と西念寺本の「又禾アム」に見える「又」字の記載が観智院本にあるかどうかということである。そして、観智院本と鎮国守国神社本の「禾アム」には上接する「又」の記載が

ないのであるが、「又」は絶対に必要な記述というわけのものではないから、注記の体裁を整えるために、意識的に削除された可能性が高いものと考ええる。ゆえに「又」は観智院本の脱漏ではなく「意識的な削除」と考えたいのであるが、西念寺本で問題とした「又」が、本来、「又禾丁」の冒頭のものであり、それが、移動してしまったものであると仮定する上では、それは注記の変容であり、「又」字そのものが一字で標出漢字「万」に対する注記であったわけではなく、「万」に対する注記としての情報量が「又」の有無によって変化するものではないので、これは本稿のテーマには関わらないものとする。

48、「式制又」（44ウ）

資料38

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
世 禾 セ	世 音 セ	世 式 禾 セ 又 セ 又 セ	世 ヨ
上18ウ	43オ	44ウ	仏上78

資料38の西念寺本の標出漢字「世」の反切注記「式制又」が、観智院本には見えない。これは高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないことから、西念寺本の増補と考えられる。

「式制又」の「式」は反切の声母としては合わないと思われるので、恐らく「式」の誤写ではないかと思われる。

高山寺本を見ると、標出漢字「世」の下を広く空けて、後の増補を期待している様子が明らかで、「世」字が日常でよく用いられる漢字であるために、多くの補入があるものと考えて広いスペースを用意したものと思われる。西念寺本の「式（式）制又」は、それが増補される際の状態が高山寺本のような体裁で、標出漢字の直下に広い空欄が存していたところへ増補されたものと思われる。

資料40

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
哥 ウツフ 禾カ 上18ウ	哥 ウタフ 音カ 43オ	哥 古俄人ウ タフ禾ユカ 44ウ	哥 ウツフ 禾ユカ 仏上78

資料39

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
死 禾カ 禾シ 上18ウ	死 カル 音シ 43オ	死 私姉人 シヌカル禾シ 44ウ	死 カル 禾シ シヌ 仏上78

50、「古俄义」(44ウ)

49、「私姉义」(44ウ)

資料40の西念寺本の標出漢字「哥」の反切注記「古俄义」が、観智院本には見えない。これは高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないことから、西念寺本の増補と考えられる。

高山寺本では標出漢字「哥」の下を空けて、後の漢字注記などの増補を期待している状態になっており、西念寺本の「古俄义」は、高山寺本のよりに標出漢字の右下が空欄の状態のところへ増補されたものと考えられる。観智院本・鎮国守国神社本は、後の漢字注記の増補のために上部を空けて下部に位置していた「ウタフ」を、漢字注記の増補を待たずに標出漢

資料39の西念寺本の標出漢字「死」の反切注記「私姉义」が、観智院本には見えない。これは高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないことから、西念寺本の増補と考えられる。

高山寺本や観智院本では標出漢字「死」の右下にスペースを取り、後の漢字注記の増補を期待している状態になっているところから、西念寺本の「私姉义」は、それらのように標出漢字の右下が空欄の状態のところへ増補されたものと考えられる。

字「哥」の直下まで移動させてしまった状態と考えられる。

51、「所京又」（45オ）

資料41

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
生 ナル イク ウアル	生 ナル オフ イク ウアル	生 ナル オフ イク ウアル 既 京又	生 ナル ウアル イクス ス、 ス
上18ウ	43ウ	45オ	仏上78

資料41の西念寺本の標出漢字「生」の末尾に記されている反切注記「所京又」(36)が、観智院本には見えない。これは高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないことから、西念寺本の増補と考えられる。

高山寺本では、標出漢字「生」の右下を空けて後の漢字注記の増補を期待している状態になっており、西念寺本の「所京又」の増補以前の状態が、高山寺本と同様であったのならば、「所京又」は標出漢字「生」の右下に増補されるはずのものと思われるが、西念寺本の「所京又」は注記の末尾に記されている。ゆえに、「所京又」が増補される以前の西念寺本の状態は、例えば観智院本・鎮国守国神社本のように、カタカナ注記が標出漢字「生」の右下からすぐに記されて、空欄などない状態であったものと推測される。

そして、西念寺本のカタカナ注記「ナル」「ウアル」「オフ」「イソ」「爪スシ」は、観智院本と同じ語順になっていることから、西念寺本と観智院本が系統的に分かれてしまう以前の早い段階から、高山寺本のような標出漢字「生」の右下の空欄は失われていたものと思われる。そのため、西念寺本の「所京又」の増補は注記の末尾にせざるを得なかったものと考えられる。

52、「亡箭又」（45オ）

資料42

西念寺本	観智院本
<p>面 モテムカフ ソムク</p>	<p>面 ムカフソムク</p>
45オ	仏上79

資料42の西念寺本の標出漢字「面」の反切注記「亡箭又」が、観智院本には見えない。これは高山寺本・鎮国守国神社本には用例が見えないので、判断に苦しむところではある。

ところで、この他に、観智院本にはカタカナ注記「オモテ」も見えないのであるが、仮に、観智院本が書写された際の底本には、西念寺本と同様に、「亡箭又」「オモテ」「ムカフ」「ソムク」の四つの注記が存したとすれば、転写時に、四つしかない注記の中の二つ（「亡箭又」「オモテ」）を書き落として気が付かないということがあり得るだろうか。例えば、資料42の西念寺本と観智院本の注記の状態が異なっていることは、一見して明らかであるから、現観智院本とその底本の場合も、仮に一度は見落としたとしても、直ちに気づいて追記するのが普通ではないかと思われる。しかも、「亡箭又」が標出漢字「面」の第一注記として右下に記されていることを重視すれば、一番最初の漢字注記の記述を見落とすことは考えにくい。

ゆえに、西念寺本に見える「亡箭又」が、観智院本の脱漏とするのは、極めて不自然ではないかと思われるのである。むしろ、西念寺本の「亡箭又」と「オモテ」が連続して記されていることからすれば、観智院本では標出漢字「面」の右下に一行に記されている「ムカフ」「ソムク」が、かつては、そのまま左下に寄せられていた段階が西念寺本にあり、標出漢字「面」の右下が空欄になっていたところへ「亡箭又」や「オモテ」が増補されて、現在の西念寺本の形になったと考える方が無理のない解釈のように思われる。ゆえに反切注記「亡箭又」は西念寺本の増補とするのが妥当と考える。

53、「上釣」(46ウ)

資料43

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
𠂔 トフラフ	𠂔 トフラフ	𠂔 上釣 トフ トフラフ	𠂔 トフラフ
上20オ	44オ	46ウ	仏上82

資料43の西念寺本の標出漢字「吊」の類音注記「上釣」が、観智院本に見えない。これは高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないことから、西念寺本の増補と考える。

ところで、高山寺本を見ると、カタカナ注記「トフラフ」が、標出漢字「𠂔」の左下に寄せられて、右下に空欄を作っている。西念寺本の「上釣」は、その高山寺本と同様の状態のところへ増補されたものと考ええる。

類音注記「上釣」については『校正宋本廣韻』(37)に「音釣」と見えるが、観智院本の僧下102に「𠂔吊」の項目があり、「谷正古 上釣 同死」^{テウ}と注されており、そこには「上釣」と、資料43では西念寺本のみに見られたカタカナ注記「トフ」とが記されている。また、鎮国守国神社本では、これに相当する項目「𠂔吊」^{テウ}が下二70オにあり、「谷正古 上釣 同死 トフラフ トフ イタル 又上 入声」とある。観智院本の「上釣」の「釣」は、その振仮名「テウ」とは齟齬を生じているところからしても、「釣」字の誤りと思われるし、鎮国守国神社本の「上釣」も字体の類似による「釣」字の誤りと思われる。

西念寺本の「上釣」の出自については未詳であり、名義抄以外の外部の資料かもしれないが、カタカナ注記「トフ」が、観智院本・鎮国守国神社本のように同じ改編本系名義抄の「𠂔(吊) 吊吊」の項目に記されていることからすれば、そこから転記した可能性も高いように思われる。例えば「𠂔(吊) 吊吊」の項目は西念寺本・高山寺本では逸文であるが、仮に、その項目が存していたとすれば、観智院本の「上釣」、鎮国守国神社本の「上釣」

に相当する記述が、その西念寺では「上釣」となっていたかもしれないわけである。

54、「上稷」(46ウ)

資料44

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
即 スナハチ	即 スナハチ	即 上稷 ^{シロク} ツク ハナハチ	即 スナハチ
上20オ	44オ	46ウ	仏上82

資料44の西念寺本の標出漢字「即」の類音注記「上稷」が、観智院本に見えない。これは高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないことから、西念寺本の増補と考える。

ところで高山寺本を見ると、カタカナ注記「スナハチ」が、標出漢字「即」の左下に寄せられて、右下に空欄を作っている。西念寺本の「上稷」は、高山寺本のような状態のところへ増補されたものと考ええる。

また、資料44の西念寺本のカタカナ注記「ツク」も観智院本その他の写本には見えないのであるが、観智院本の僧下110にも「即」の項目があり、そこには「子力又 モシ ツク ツタフ スナハチ アツカル ナカハ オモムク 禾ソク」とあり、「ツク」が見える。そこに「上稷」に相当する記述は見えないが、観智院本の僧下110の「即」の項目に対応する西念寺本・高山寺本・鎮国守国神社本の項目は、いずれも逸文となっているため、確認はできないけれども、その逸文となった項目に「上稷」の記述があったかもしれない(38)。

55、「上新」(46ウ)

資料45

西念寺本	観智院本
𠂔 カラシ 上新カノト	𠂔 カラシ
46ウ	仏上82

資料45の西念寺本の標出漢字「辛」の類音注記「上新」が見えない。これに対応する項目が高山寺本・鎮国守国神社本には見えないので、判断に苦しむところである。

しかし、観智院本の底本になった写本に、西念寺本に見える「上新」「カノト」「カラシ」の三つの注記が存したとした場合に、観智院本の場合に、その内の「上新」「カノト」の二つを見落としたとするには無理があるように思われる。そして、観智院本では標出漢字「辛」の右下に記されている「カラシ」が、西念寺本では左下に記されていることからすれば、「カラシ」のみが標出漢字「辛」の左下に記されて、右下が空欄になっている段階の写本があり、その空欄に「上新」「カノト」が増補されたのが西念寺本であるという可能性が高いように思われるので、「上新」は西念寺本の増補であると考ええる。

ところで、観智院本においては、この他に法上92に「辛」の項目があり、資料45と同様の、「カラシ」のみの注記が見える。また、法下42にも「辛辛」の項目があり、「正或 上新 カラシ カノト」と見え、「上新」「カノト」といった、資料45の西念寺本に見られた注記の記載がある。法上92の「辛」、法下42の「辛辛」の二項目は、観智院本以外の写本では逸文となつていて、そのため対照確認はできないが、西念寺本の増補された「上新」や「カノト」が、観智院本その他の改編本系名義抄の逸文となつた箇所によつた可能性も考えられる(39)。

56、「古」 / 57、「火—准（又）」（46ウ）

資料46

西念寺本	観智院本
46ウ	仏上82

資料46の西念寺本の標出漢字「乖」の異体字注記「古」と「火—准」が、観智院本に見えない。これらに対応する項目が高山寺本・鎮国守国神社本には見えないので、判断に苦しむところである。

西念寺本の記述では一見すると「古 火—准 又ソムク タカフ」と記されているように見えるが、「火—准」の「—」は、何かの文字の省略符号としては意味をなさないから、恐らく「火」字か「准」字に付されていた声点を誤写したものではないかと思われる。また、「准」は「准」の誤りで、「火—准」は、本来、「火准」で、反切の声母と韻母の漢字を表していたのではないかと思われる。とすると、末尾に反切であることを示す「反」もしくは「切」などの記述があつてほしいところである。西念寺本には、「火—准」に続く「又ソムク」の注記が見えるが、その「又」は、カタカナ注記の二つ目としてならばともかく、カタカナ注記の最初の「ソムク」に冠するものとしては不自然なものである。そこで、「又ソムク」の「又」は、反切を示す「反」の略号「又」を誤写したものではないかと思われる。ゆえに西念寺本の本来の姿としては「古 火准又 ソムク タカフ」とあつたのではないかと考えられる。

仮に観智院本の底本に当る写本にも「古 火准又 ソムク タカフ」とあつたとすれば、それらの中の「タカフ」以外の三つを書き漏らすことは不自然であるから、ここでの「古」と「火—准」は西念寺本の増補と考えられる。

また、西念寺本では、注記を記すスペースが途中で改行されてしまっているが、観智院本と共通する「タカフ」よりも先に「古」「火—准」が記されているところからすると、標出漢字「乖」の右下が空けられて、左下に「タカフ」のみが記されている段階があり、その右下の空欄に「古」「火准又」を増補したのではないかと考える。因

に、観智院本の法下43に同じ標出漢字の項目があり、「ソムク タカフ」の注記が見えるのであるが、「ソムク タカフ」は標出漢字の左下に一行で示され、右下が空欄になっている。

58、「在下部」(46ウ)

資料47

西念寺本	観智院本
卒 在下部 コトク	卒 コトク
46ウ	仏上82

資料47の西念寺本の標出漢字「卒」の「在下部」が、観智院本に見えない。これに対応する項目が高山寺本・鎮国守国神社本には見えないので、判断に苦しむところである。

しかし、これを観智院本の脱漏とするには、「在下部」と「コトク」の二つしかない注記の一方を書き落としたという不自然さが存するように判断に苦しむところである。

思われるし、西念寺本においては、観智院本と共通するカタカナ注記「コトク」が標出漢字「卒」の左下に記されて「在下部」が第一注記になっていることからすると、「コトク」が「卒」の右下に記されている現在の観智院本とは異なり、「コトク」が「卒」の左下に記されて、右下が空欄になっている段階の写本があり、その空欄へ「在下部」を増補したとする方が良いように思われるので、これは西念寺本の増補と考える。

さて、「在下部」とあるが、改編本系名義抄に「下」の部は存在しない。これに類似した「在下」という注記については少々考えを述べたことがある⁽⁴⁰⁾が、ここでの「在下部」も「下」の部首にもある「下」の意ではなく、「こ、こ、こ、後の部首にも同じ標出漢字の項目がある」という意であろうと思われる。実際に観智院本では、この資料47の「卒」は「一」部であるが、次の「十」部に「乎卒卒」(仏上82)の項目があり⁽⁴¹⁾、さらに、「一」部にも「乎卒」(法下41)の項目が見える⁽⁴²⁾。

右を踏まえて想像を重ねれば、「在下部」の「下」字は、「十」字を誤って記したもので、本来「在十部」とあつたと解することもできそうであるし、また、「下」は「十」と「ノ」の二字を書き誤ったもので、本来、「在十、部」とあつたのかもしれない。「在下部」を「ここより後の部首にも同じ標出漢字の項目がある」の意と解するのが無難な説ではあるが、ここでは他に二つの誤記の可能性もあり得るものと思われる。

59、「言」／60、「美」／61、「義」(47才)

資料48

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
叶 と作	叶 と作	叶 —— 忽作言券、 義、	叶 亦作
上20才	44ウ	47才	仏上83

資料48の西念寺本の標出漢字「叶」の「言」「美」「義」が、観智院本に見えない。これらは高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないので、いずれも西念寺本の増補と考えられる。

「言」は「言」、「の」、「」を落としたもので、「言」は、やわらぎつつしむの意。「美」「義」は、時宜に適うの意と考え、いずれも意義注記と思われる。

資料49

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
午 ムアト 吾古反	午 ムアト	午 五古反 ムアトキ	午 ムアトキ
上20ウ	45オ	47ウ	仏上83

62、「五古反」(47ウ)

ところで、「叶」には「亦作」という注記が各写本ともに記されているが、この「亦作」という注記は異体字注記のようであるが、このままでは意味不明である。そこで、各写本ともに資料48の「叶」項目の直前に、標出漢字「協」の項目が記載されているところから、「叶」の項目は独立した項目ではなく、本来、直前の「協」に対する異体字項目であったのではないかと考える。例えば観智院本の仏中29には、別の「叶」の項目があり(43)、「古協字カナフ ヤハラク」の注記が見え、「叶」字は「古協字」であるとすし、また、同じく観智院本の法中82には「協」とは異体字の関係にある「協」の項目があり(44)、「總二正 叶叶二古 一狭(以下略)」の注記が見え、「叶叶二古」であるとしている。ゆえに「協(協)」字と「叶」字が異体字の関係であることからすると、増補以前の資料48の「叶」項目は、本来、直前の「協」の項目の異体字注記的な項目であったと考えられる(45)。

資料49の西念寺本の標出漢字「午」の反切注記「五古反」が、観智院本に見えない。これは高山寺本には対応する記述が見えないが、鎮国守国神社本には「吾古反」と見える。反切の声母が西念寺本で「五」とあるのに対して鎮国守国神社本では「吾」とあって、相違している。「五」と「吾」は字体が類似しているので、どちらかが誤写されていると考えることもできるが、即断はできない。

高山寺本の「ムアト」は、標出漢字「午」の左下に記されており、右下を空欄にして、後の漢字注記の増補を待っている状態になっている。

資料50

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
<p>𠂔 <small>谷上媯又爲 𠂔又爲榎又 痛、</small></p>	<p>𠂔 <small>俗音媯又爲 𠂔又爲榎 及病、</small></p>	<p>𠂔 <small>昔上媯又爲𠂔 又爲榎又痛、</small></p>	<p>𠂔 <small>昔上媯又爲𠂔又爲榎又</small></p>
上21ウ	46ウ	49ウ	仏上86

63、「痛、」(49ウ)





西念寺本の「五古又」は、この高山寺本のような状態の際に、空欄になって右下のスペースに増補されたように見えるのに対して、鎮国守国神社本の「吾古反」は、恐らくは「ムアトー(キ)」と同源であった「ムアノトー」が、高山寺本のように「午」の左下に記されていた状態から、右下へ移動した後に、その移動によって新たに空欄となった左下に増補されているように思われるのである。

さらに、鎮国守国神社本の「吾古反」に、異本注記を示す「イ」などの符号がないところからしても、西念寺本の「五古又」と鎮国守国神社本の「吾古反」は、ある一つの増補作業の結果をそれぞれ伝えているのではなく、別々に行われた増補作業の結果がたまたま類似している可能性が高く、全く別のところから得た情報によって別個に増補されたものと考えられる。ゆえに観智院本に見えない西念寺本の「五古又」は、西念寺本独自の増補であると考ええる。

資料50の西念寺本の標出漢字「腕」の末尾の意義注記「痛、」が、観智院本に見えない。これは、高山寺本では「病、」、鎮国守国神社本では「痛、」とあるものに相当すると考えられる。高山寺本の「病」字と、西念寺本・鎮国守国神社本の「痛」字の相違は、どちらかが字体の類似による誤写をしたものと考えられ、また、記載場所が注記の末尾で同じであることから、もとは同一としてよいと思われる。これらに対応する記述がないのは観智院本のみとなるので、「痛、」は観智院本の脱漏と考える。

64、「容又」（52才）

資料51

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
 ノヒミミケケミ ミタル タカフ	 キヒシ ミタル タカフ	 容又キヒシケシ タカフ	 キヒシ ミタル タカフ
上23ウ	49才	52才	仏中3

資料51の西念寺本の標出漢字「茸」の冒頭の注記「容又」が、観智院本に見えない。これは高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないので、西念寺本の増補と考える。

ところで、「容又」は、このままでは意味不明である。そこで、資料51の西念寺本の様子を見ると、標出漢字

「茸」の真下がちょうど標出漢字一字分ほどのスペースを空欄にしていることに気づく。また、冒頭注記の「容又」の左隣に記されているカタカナ注記「タル」は、他の三写本では、「ミタル」とあるものに対応しているものと思われる。西念寺本の「タル」は「ミタル」の「ミ」が欠けたものと思われる。

この不自然な標出漢字下のスペースの存在と、左行の注記冒頭において、一文字目の「ミ」が欠けた「タル」という注記とを考え合せると、右行注記冒頭の「容又」は、本来、「容又」の冒頭に、声母に相当する何らかの漢字一文字の記載が存した反切注記ではなかったかと思われる。

そのスペースが生じたことになった原因としては、現西念寺本の底本となった写本、もしくはそれ以前の写本において、標出漢字「茸」の真下の注記の箇所が、左右の行に渡って虫損、または、甚だしく汚損されていたことが推測され、その判読不能となった箇所を空欄として伝えていたのが西念寺本の現状であろうと思われる。

因に、『大廣益會玉編』『校正宋本廣韻』では、「茸」の項に「而容切」、『集韻』では「如容切」とあり、いずれも反切の韻母にあたる一文字目が「容」字であり、西念寺本の「容又」と一致している(46)。

また、増補されたと考えられる西念寺本の「(□)容又」が、標出漢字「茸」の第一注記となっていることからすれば、増補前の状態において、標出漢字「茸」の右下が空欄になっていたことが想像されるが、高山寺本など、他の写本にそうした体裁のものは見えない。そこで、観智院本の状態に着目すると、カタカナ注記が右行に一列で記されているが、これが、左行に一列で記されていた段階があったのではないかと思われる。とすれば、右行が空欄になっていた段階が想定され、西念寺本の「(□)容又」は、その状態の際に増補され、「茸」の第一注記となり得たものと考えられる。

65、「尼輒又」／66、「又而涉又」(53オ)

資料52

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
耳聾 小ノノク	耳聾 ホノキク	耳聾 アフニ輒又小ノ ノクス又而涉又	耳聾 アフ ホノキク
上24ウ	49ウ	53オ	仏中5

資料52の西念寺本の標出漢字「聾」の反切注記「尼輒又」と「又而涉又」が、観智院本に見えない。これらは高山寺本・鎮国守国神社本にも見えないので、西念寺本の増補と考える。

この「聾」の項目の注記の記され方には、各写本に異同が見られるが、カタカナの異体字の問題は別として考えると、最も初期の体裁は、高山寺本の、「ホノキク」のみが標出漢字「聾」の左下に記されたものと思われる。高山寺本のように標出漢字の右下を空けて、後の漢字注記の増補を期待した状態のところへ、漢字注記ではなく、二つ目のカタカナ注記「アフ」を増補したのが観智院本であり、既述の「小ノノク」を左下から右下へ移動して、その後、何も増補しなかったのが鎮国守国神社本の状態であろう。西念寺本においては、観智院本と同様に「アフ」が標出漢字「聾」の右下に増補された後に、さらに、「尼輒又」「又而涉又」の増補がなされた(47)ものと思われるが、「尼輒又」「又而涉又」の増補の際の状態は、観智院本のように「アフ」が右行、「小ノ、クス」が左行に並記

され、右の「アフ」の下に「尼輒又」、左の「小ノ、クス」の下に「又而涉又」が増補され、見掛け上の順番としては「アフ」「尼輒又」「小ノ、クス」「又而涉又」となっていたものと思われる。そして、その後さらなる転写が行われた際に、右行の「アフ」「尼輒又」で改行がなされず、底本では左行の冒頭に位置していた「小ノ、クス」の「小ノ」までが右行下に詰めて記されて、現在の西念寺本の状態に至ったものと思われる。

本来、漢字注記増補のためのスペースを標出漢字「聶」の右下に用意していたものの、「尼輒又」「又而涉又」の増補が遅れたために、先に「アフ」が記されてしまい、漢字注記を優先する名義抄の体裁が乱れてしまったのが、西念寺本の現状といえるであろう。

このような例が見られることからすれば、例えば高山寺本のように、後の増補を期待して予めスペースを用意しておくというのは、名義抄が完成されたものではないことを意味していることになり、一方、観智院本や鎮国守国神社本のように、そのスペースをカタカナ注記で埋めてしまうことは、後の増補を諦めてしまったか、もしくは、名義抄がすでに完成体であると考えたということになる。ゆえに、ここでの西念寺本のような増補は、底本以前の段階で止まってしまった名義抄の成長を新たにスタートさせたものと言えよう。

とすれば、次の段階として、例えば資料52のように「アフ」「尼輒又」「小ノ、クス」「又而涉又」とある注記を、「尼輒又」「又而涉又」「アフ」「小ノ、クス」の順になるような再編集がなされれば良いように思われる。また、そうした作業は、この他の項目では、既に行われてきたのかもしれないが、現存の各写本に異同が見られるなど、作業の軌跡が見えない場合には、体裁が整ってしまったことで、後世の人々にはその過程が知られないだけなのかもしれない。

67、「上耽」(56ウ)

資料53

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
	上耽 都南又 嗜	上耽 都南又 上耽嗜 ル	上耽 都南又 嗜 フケル
上27オ	53ウ	56ウ	仏中10

資料53の西念寺本の標出漢字「上耽」の類音注記「上耽」が、観智院本に見えない。これは高山寺本には見えず、また鎮国守国神社本では虫損が甚だしいものの、残された部分から、高山寺本と同様の記述であろうことが十分に推測できることから、西念寺本の増補と考えられる。

ところで、西念寺本の注記の記載順が、「都南又」「上耽」「嗜」「フケル」となっており、増補された「上耽」がその他の注記の末尾に位置していないことは、一見、不可思議に見えるが、これは恐らく、「上耽」の増補前の状態が、観智院本のように、注記の右行に「都南又」、左行に「嗜」「フケル」とあり、「上耽」の増補が右行の「都南又」の下になされたために、注記の見掛け上の順番としては「都南又」「上耽」「嗜」「フケル」となり、その後、スペースの都合などで注記が順送りに詰めて記されるなどしたために、最後に増補された「上耽」が、注記としては二番目の位置になったものと思われる。

三

以上、西念寺本に見えて観智院本に見えない漢字注記六十七例について考察を試みた。それら個別に行った考察の結果を一覧すると次のようになる。

観智院本の脱漏 1、8、10、11、34、42、63

西念寺本の増補 2、3、4、5、7、12、13、14、「15・16」、「18、19」、20、21、22、23、24、25、「26・27」、28、29、30、31、32、33、「35・36」、「37・38」、「39・40」、41、43、44、「45・46」、48、49、50、51、52、53、54、55、「56・57」、58、「59・60・61」、62、64、「65・66」、67

西念寺本の重複 17

考察の対象外 6、9⁽⁴⁸⁾、47

『西念寺本の増補』が五十六例と圧倒的に多く見られるが、『観智院本の脱漏』と判断されるもの七例、『西念寺本の重複』一例も存在し、観智院本に見えない用例の全てが必ずしも西念寺本の増補とは言えないことも明らかである。

『西念寺本の増補』については、類音・反切・異体字・意義・疑問などの注記がそれぞれ含まれている。『観智院本の脱漏』については、用例数が少ないという恨みはあるものの、「1」「10」「34」「63」のような意義注記が目立ち、類音・反切などの注記が少ないようにも見える。これは類音・反切注記が注記の冒頭に位置しやすいことから、見落としにくく、転写の際に、脱漏しにくいことによるのであろう。

また、『西念寺本の増補』の用例の中には、増補以前の西念寺本の体裁が、高山寺本に類似していたのではない

かと推測されたりなどして、観智院本よりも古い状態を伝えていたと見られる用例「15・16」「21」「29」「32」「37・38」「44」「48」「50」「52」「53」「54」「55」「56・57」「58」「62」「64」も見られた。これは、一見して理解されるという直接的な証拠ではないが、西念寺本が現観智院本を底本とする転写の上に成立したものではないことの証左としてよいと考える。

そして、「25」「59・60・61」などのように、元来は先行する項目の異体字を示す項目としてのみ存在していたものが、注記の増補により、結果として、独立した一つの項目のように変化しているように見える用例も見られた。ここからは、改編本系類聚名義抄において、「大書される漢字が、全て対等であるとは限らない」ということを再確認した。現代の漢和辞典にも異体字の情報のみを注記とする親字の記載はあるものの、それらは全て独立しており、今回の「25」「59・60・61」の考察の際に見られた例のように、先行する項目に異体字項目が付属し、先行する項目がなければ、後続の項目の異体字注記の意味が判明しないということはない。つまり、改編本系類聚名義抄の標出漢字には、いわゆる漢和辞典の親字のように項目として独立しているものが存する一方で、先行して記載される項目の異体字注記的な位置づけしか与えられていない漢字も一律に大書されてしまい、異体字である旨を記した注記を読まないかぎり、先行する項目と関係があるということが理解されないということがあるのである。そのような異体字項目は小書して、先行の項目の注記の中に含めてしまっただけというように思えるが、観智院本の第一帖の『篇目』に「相似者置隣也」とあるように、編纂の方針に、標出漢字の字画の総画数が記載の順序に影響しないこと、そして、「相似者置隣也」という方針そのものに、漢字を字体で検索するという大前提が存することからして、編者は漢字の字体を重視しているものと推測される。これは、未知の漢字に遭遇した際に、その字体から、字音・字義等を知り得ることを最大の目的としているということであり、目的の漢字を容易に見つけるためには、異体字

であつても大書されていなくてはならず、他の異体字関係の項目の注記として小書されては利用・検索に不便であるという理屈であろう。無論、異体字注記としての記載もある上で、それとはまた別の項目としても立てられている漢字も存するが、徹底されていないのが実状である。

また、西念寺本の「25」「59・60・61」のように異体字以外の注記が増補されていても、肝心の異体字注記の説明方法が以前と同様に先行項目の存在に依存しているため、異体字項目が完全に独立しているとは言えないのである。「25」「59・60・61」の西念寺本に増補を施した人物には、異体字項目が先行する項目の付属であるという認識も、項目を独立させようという意図もなかったかもしれず、純粹に大書されている漢字についての情報収集に努めていただけなのかもしれないが、それは結果として、項目としての独立性を強化したことになったと言える一方、異体字項目と先行項目との関係を分かりづらくするということも生じたと言えそうである。

この、異体字の情報が「大書」されて標出漢字として項目立てされる場合と、小書されて注記とされる場合の詳細については、今後の課題となろう。

注 記

(32) 鎮国守国神社本の「禾去」の「去」字が随分と書き崩されていることから、これを、本来は「禾テム」とあつたのではないかと考へることもできないではないが、「平声」「去声」などのアクセントの注記を、このような形で記することはよく見られることである。鎮国守国神社本では、資料34の「去」字の記し方と同じような例も、「連」項目(上9ウ)の注記「禾去又平」、「遂」項目(上10ウ)の「禾去」、「變」項目(上32ウ)の「又去」などに見受けられる。問題は西念寺本の「禾去」が、例えば、「禾テム」と書かれていたものを「禾去」と誤解した底本から転写した場合であるが、ここではそこまで想像を重ねることは控えようと思う。

- (33) 注18の複製本の篇中・卷第十八・方部第二百八十四・七十丁ウによる。
- (34) 去聲卷第四・願第二十五 三十丁オ参照。(藝文印書館 中華民國七十五年校正六版の複製本の三九七頁による。)
- (35) 参考までに、観智院本の「人姓」は朱で書かれていたようである
- (36) 参考までに、標出漢字「生」に対する反切注記「所京义」については、『大廣益會玉篇』(注16の複製本の篇下・卷第二十九・生部第四百六十三・六十九丁オ)に「所京切」とある。
- (37) 注34の複製本(入聲卷第五・聲第二十三 三十八丁オ)五二二頁による。
- (38) 因に『校正宋本廣韻』(注34の複製本五二七頁による)では、入聲卷第五・職第二十四・四十一丁オに「即」の項目があり、続いて異体字の「卽」の項目が記されているのであるが、その次には「稷」の項目が記されている。廣韻という辞書の性格上、同じ場所に分類された標出漢字が同音であることは容易に判別されるから、『校正宋本廣韻』の「即」もしくは「卽」の項目に「音稷」などという注記は見えないとはいうものの、「即」の項目の近隣の標出漢字「稷」を、名義抄の「即」の項目の類音注記に充てた可能性も考えられなくはない。今後、こうした用例の有無には留意が必要と思われる。
- (39) 因に『校正宋本廣韻』(注34の複製本一〇二頁による)では、上平聲卷第一・眞第十七・四十七丁ウに「辛」の項目があり、その直前には「新」の項目が記されている。『校正宋本廣韻』の「辛」の項目に「上新」という注記は見えないが、「辛」の項目の近隣の標出漢字「新」を、名義抄の「辛」の項目の類音注記に充てている可能性がある。これについては、注38でも述べたが、留意すべきところである。しかし、今回の場合、「上新」と「カノト」の注記が見える観智院本の法下42の「辛辛」の例が典的なものかもしれないが、観智院本の「辛辛」の注記の「上新」そのものの出自も問題となる。
- (40) 小林恭治「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏―西念寺本にない漢字注記について―」(『鶴見大学紀要』39号 第一部国語・国文学編 平成14年3月)の4、「在下」(仏上11)の項参照。
- (41) 西念寺本では47オ、高山寺本では44ウ、鎮国守国神社本では上20オにそれぞれ対応する項目が見える。
- (42) 西念寺本・高山寺本・鎮国守国神社本のいずれも逸文。
- (43) 高山寺本では36ウ、鎮国守国神社本では上35ウに対応する項目が存するが、西念寺本では逸文。
- (44) 観智院本・法中82の「協」項目については、西念寺本・高山寺本・鎮国守国神社本では逸文。
- (45) 『校正宋本廣韻』(注34の複製本五四一頁による)では、入聲卷第五・帖第三十・四十八丁オに「協」項目があり、その直後に「叶」項目が「古文」の注とともに記されている。
- (46) 『大廣益會玉篇』は、注18の複製本の篇中・卷第十三・艸部第一百六十二・二十七丁オ、『校正宋本廣韻』は、注34の複製本三七頁

の、上平聲卷第一・鐘第三・十五丁オ、『集韻』は注21の複製本の一七頁、平聲一・鐘第三・九丁オによる。

(47) 参考までに、『校正宋本廣韻』の「聶」の項目(注34の複製本五三九頁、入聲卷第五・葉第二十九・四十七丁オ)には、「尼輒切」とあり、西念寺本の「尼輒父」と類似した記述が見える。但し、韻母が「輒」と「輒」で、両者は異体字の関係にあるものの、異なっている。

(48) 先行論文「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏―観智院本にない漢字注記について―(一)」「(鶴見大学仏教文化研究所紀要)第7号 平成14年4月)において、西念寺本の「住駐二音」に対して「住駐」のみの観智院本は、9番の「二音」を「観智院本の脱漏」としたが、これは注記そのものの脱漏ではないことから、「住駐」は「住駐二音」の変形とし、脱漏増補の対象としないように訂正する。

〔訂正〕

先に「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏―観智院本にない漢字注記について―(一)」「(鶴見大学仏教文化研究所紀要)第7号 平成14年4月)を发表後、山本秀人氏から、用例3(資料3)の「毋歟」の「毋」字は「齋」であろうとの御教授を賜った。「毋」字がどういふ字かという問題は、「毋歟」が西念寺本の増補であるという結論自体には影響しないけれども、増補の過程その他に関しては極めて重大なことである。そこで、この場を借りて、以下、先行の結論を踏まえて、考察を付け加えることとする。

【資料3の西念寺本は、反切注記「下丞父」の「丞」字の右に「毋歟」、左に「サイ」とあり、「下丞父」の「下」と「丞」の間に「毋歟」と「サイ」を結びつけるように弧線が引かれている状態で、「毋歟」の「毋」字が何と書いているかが問題となった。そして、以下のことが、考察された。①「下丞父」の「丞」は「介」であったと思われる。②西念寺本の振仮名「サイ」は、観智院本・高山寺本では「介」に相当する字の右に「カイ」とあり、「介」の振仮名としては、「サイ」は誤写となる。③「毋歟」と「サイ」のどちらが先に記されていたかが不明。④「毋歟」の「毋」字を「無」字とする場合、振仮名「サイ」「カイ」の両者共に齟齬する。】

右を踏まえて、以下に、「毋歟」の「毋」字が「齋」である場合の考察を試みる。

「下介父」を「下丞父」と誤写した際、「丞」に振仮名は存在したのか。そして、それは「カイ」か「サイ」かが問題となる。

まず、振仮名が存在し、それが「カイ」である場合、「カイ」は「齋」の字音と齟齬するため、「齋歟」と付す可能性はなくなる。ゆえに、「齋歟」と記すのは、「カイ」を「サイ」と誤写した後ということになる。

一方、「サイ」の場合、その字音から、「丞」を「齋」と考えたものの、その確信がないため、「齋歟」とせざるを得なくなるとするのはよいが、この場合、「弧線」を使って「サイ」と「齋歟」を結ぶ意味がなくなり、「弧線」は「サイ」が、「下丞又」と「齋歟」の間に位置することを示していることになる。これは、「サイ」の後に「齋歟」が増補されたことに矛盾するように思われる。

次に、振仮名がなかった場合、「齋」字は独力で類推されたものとなる。ここでは、「齋」字が読みやすい字形で記されていたかどうか問題となる。読みやすかった場合、「齋」に「サイ」と説明を付す理由はない。そして、読みにくかった場合、「齋」を分かりやすく説明する必要が生じて、振仮名「サイ」を付して補助したことが考えられる。この場合、「サイ」は「齋」の注釈ということになるので、両者を結びつけるために「弧線」を用いたということになる。

この最後の考え方は最も破綻のないものと思われるが、とすると、「サイ」は「カイ」の誤写ではないということになる。これは鎮国守国神社本に「カイ」「サイ」の記載がないことからすれば、「齋歟」の補助以前の西念寺本に振仮名がなかった可能性も十分に考えられる。

また、「弧線」の記入は、「サイ」の記入と同時に必要はなく、例えば、「齋歟」の右側に記されていた「サイ」が、転写の際に、現西念寺本のように、スペースがなくなり、位置を移動した際に、「弧線」を記すことになったとも考えられる。

さらに、「サイ歟」でなく「サイ」とあることからすると、読みにくい「齋」字が「サイ」と読む字であることは自明であったことになるから、「齋歟」と記した人物と「サイ」と記した人物が同一である可能性が高いことになる。

〔付記〕 本稿は、第七十七回訓点語学会研究発表会（平成9年10月17日 於 山形大学）において、「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏について」と題して口頭発表したものの一部をもとに加筆訂正したものである。また、「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏―観智院本にない漢字注記について―（一）」（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第7号 平成14年4月）を発表後、遠藤好英氏、山本秀人氏から御教授を賜った。記して感謝申し上げる次第である。